

地域包括支援センター事業評価項目について

課題が残った項目

市

1 組織・運営体制等	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。
1 組織運営体制	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。

センター

1 組織運営体制	市町村から配置を義務付けられている3職種を配置しているか。
(2) 権利擁護	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。
2-(4) 地域ケア会議	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。

R1						
市						現状及び今後の取り組み
×						人員の配置を条例には定めているが、直営のセンターにおいて組織規則で定めていなかったため、令和2年度に要綱を作成した。
×						介護保険法では3職種一人当たり高齢者数は1,000人～2,000人となっており、すべてのセンターは国の基準を満たしている。
中津川市	ゆうらく苑	シクラメン	北部	瀬戸の里	ひだまり苑	
○	○	○	×	○	○	北部包括は保健師に準ずる者として看護師が配置されている。介護保険法に定める基準は満たしている。
○	×	○	○	×	○	消費者被害の相談がなかったセンターが×になっている。消費者被害防止の取り組みでは消費生活相談窓口と連携している。
○	○	○	×	○	○	令和2年度からは議事録を配布し共有している。
○	×	×	×	○	○	委託包括では事業対象ケースが少なく、直接医療機関と連絡をとっていた。今後、相談・連携が図れる様に事業の理解を進めていく。
○	○	○	○	○	×	対象となるケースがないセンターは、連携がなかった。対象ケースについては、認知症初期集中支援チームと相談、情報共有しながら対応していく。

改善した項目

市

2-(4) 地域ケア会議	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。
	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめ、住民向けに公表しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。

センター

2-(4) 地域ケア会議	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。

市					
○					
○					
○					
中津川市	ゆうらく苑	シクラメン	北部	瀬戸の里	ひだまり苑
-	-	-	○	○	-
-	-	-	○	○	-